第二十五条の十三第七項第一号中「、次条」を「並びに次条」に、「第二十五条の十三の六まで」を「第二十五条の十三の三まで、第二十五条の十三の五及び第二十五条の十三の六」に改め、同条第八項第一号中「第十九項第一号」を「第二十一項第一号」に改め、同項第二号中「記載した書類」の下に「（以下この号及び次号において「特定口座以外の他の保管口座への非課税口座内上場株式等移管依頼書」という。）」を加え、「当該書類」を「当該特定口座以外の他の保管口座への非課税口座内上場株式等移管依頼書」に改め、「提供で、」の下に「その者の住民票の写しその他の財務省令で定める書類（第十項及び第二十五条の十三の八において「住所等確認書類」という。）の提示又は」を加え、「、第十五項第一号及び」を「及び第十七項第一号並びに」に改め、同項第三号中「前号の書類」を「特定口座以外の他の保管口座への非課税口座内上場株式等移管依頼書」に改め、同条第九項中「第十九項第一号」を「第二十一項第一号」に改め、同条第十項各号中「提供で、」の下に「その者の住所等確認書類の提示又は」を加え、同条第十二項第九号中「（第二十五条の十の二第十四項第十二号に規定する転換社債の転換権を含む。）」を削り、同条第三十五項中「第十四項」を「第十五項」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第三十四項を同条第三十六項とし、同条第三十三項中「第三十項」を「第三十二項」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第三十二項中「第三十七条の十四第二十七項」を「第三十七条の十四第三十六項」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第三十一項を同条第三十三項とし、同条第三十項中「第三十七条の十四第二十七項」を「第三十七条の十四第三十二項」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第二十九項中「提出又は」を「提出」に、「をしよう」を「又は帰国届出書の提出をしよう」に、「おいて、当該申請書又は」を「おいて、当該申請書」に、「に記載された当該」を「又は帰国届出書に記載された当該」に、「第二十四項」を「第二十六項」に改め、同項ただし書中「申請書又は」を「申請書」に、「に記載された」を「又は帰国届出書に記載された」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第二十八項中「第十五項本文、第十九項第二号イ、第二十六項」を「第十七項本文、第二十一項第二号イ、第二十八項」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第二十七項中「第二十五項」を「第二十七項」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第二十六項中「第二十四項」を「第二十六項」に改め、同項各号中「提示」の下に「又は送信」を加え、同項に次の一号を加える。

四　帰国届出書の提出があつた場合　当該告知の際に提示又は送信を受けた前項に規定する書類又は署名用電子証明書等に記載又は記録がされた氏名、生年月日、住所及び個人番号

第二十五条の十三第二十六項を同条第二十八項とし、同条第二十五項中「同条第十三項」の下に「又は第三十項」を加え、同項を同条第二十七項とし、同条第二十四項中「提出又は」を「提出」に、「をしよう」を「又は帰国届出書の提出をしよう」に、「第二十二項」を「第二十四項」に、「第二十六項」を「第二十八項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十三項を同条第二十五項とし、同条第二十二項中「）又は」を「）」に、「を受ける」を「又は帰国届出書の提出を受ける」に、「又は当該」を「、当該」に、「をする」を「又は当該帰国届出書の提出をする」に、「第二十五項」を「第二十七項」に、「申請書又は」を「申請書、」に、「に記載されるべき」を「又は帰国届出書に記載されるべき」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第二十項中「第十九項第一号」を「第二十一項第一号」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十九項第二号中「第十五項本文」を「第十七項本文」に改め、同号イ中「第十五項各号」を「第十七項各号」に改め、同号ロ中「の氏名、住所又は個人番号の変更」を削り、同項を同条第二十一項とし、同条第十八項を同条第二十項とし、同条第十七項を同条第十九項とし、同条第十六項を同条第十八項とし、同条第十五項中「第二十一項及び第二十三項」を「第二十三項及び第二十五項」に、「第十九項第二号ロ」を「第二十一項第二号ロ」に、「第十九項第二号イ」を「第二十一項第二号イ」に、「第十九項第二号に」を「第二十一項第二号に」に改め、同項ただし書中「の氏名、住所又は個人番号の変更」を削り、「場合」の下に「及び当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者で法第三十七条の十四第二十七項の規定による継続適用届出書の提出をしたものから、その者が出国をした日から当該一年を経過する日までの間にその者に係る帰国届出書の提出を受けなかつた場合」を加え、同項を同条第十七項とし、同条第十四項を同条第十五項とし、同項の次に次の一項を加える。

16　法第三十七条の十四第五項第四号に規定する政令で定める上場株式等は、同条第二十七項の規定による継続適用届出書の提出をした者が出国をした日からその者に係る帰国届出書の提出があつた日までの間に取得をした上場株式等であつて同号イに掲げるものとする。

第二十五条の十三第十三項の次に次の一項を加える。

14　法第三十七条の十四第五項第三号ロ及び第五号ロに規定する政令で定める書類は、次条第三項の非課税口座異動届出書とする。

第二十五条の十三の二第一項中「、その氏名、住所若しくは」を「その氏名、住所又は」に改め、「、当該非課税口座にその年の翌年以後に設けられることとなつている勘定を変更しようとする場合又は当該非課税口座（平成三十六年一月一日において平成三十五年分の非課税管理勘定が設けられていたものに限る。）に平成三十六年分以後の累積投資勘定を設けようとする場合」を削り、「この条及び第二十五条の十三の六」を「この項及び第六項」に改め、「（氏名、住所又は個人番号の変更に係るものに限る。以下この項において同じ。）」を削り、「第四項」を「第六項」に、「前条第二十五項」を「前条第二十七項」に改め、「。第二十五条の十三の六第五項において同じ」を削り、「記載又は記録をしなければ」を「記載し、又は記録しなければ」に改め、同条第四項中「経由した第二項を「経由した第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「第二十九項」を「第三十四項」に、「又は非課税口座簡易開設届出書」を「若しくは非課税口座簡易開設届出書又は帰国届出書」に改め、「第三十七条の十四第十三項」の下に「又は第三十項」を加え、同項を同条第五項とし、同条第二項中「この条において「移管前の営業所」を「第六項までにおいて「移管前の営業所」に、「この条において「移管先の営業所」を「この項及び次項において「移管先の営業所」に、「以下この条及び第二十五条の十三の六」を「次項及び第六項並びに第二十五条の十三の六第五項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　非課税口座を開設している居住者又は恒久的施設を有する非居住者が、当該非課税口座にその年に設けられた勘定若しくはその年の翌年以後に設けられることとなつている勘定を変更しようとする場合又は当該非課税口座（平成三十六年一月一日において平成三十五年分の非課税管理勘定が設けられていたものに限る。）に平成三十六年分以後の累積投資勘定を設けようとする場合には、その者は、その旨その他財務省令で定める事項を記載した届出書（以下この項において「非課税口座異動届出書」という。）を、当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に提出しなければならない。この場合において、当該非課税口座異動届出書（当該非課税口座に設けられたその年分の勘定の変更に係るものに限る。以下この項及び次項において同じ。）を提出する日以前に当該非課税口座に設けられたその年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定に既に上場株式等の受入れをしているときは、当該金融商品取引業者等の営業所の長は、当該非課税口座異動届出書を受理することができない。

3　前項の規定による非課税口座異動届出書の提出があつた場合には、当該非課税口座異動届出書に係る非課税口座に既に設けられているその年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定は、当該提出があつた時に廃止されるものとする。

第二十五条の十三の二に次の一項を加える。

7　非課税口座を開設している居住者又は恒久的施設を有する非居住者が法第三十七条の十四第二十七項の規定による継続適用届出書の提出をした場合には、その者が出国をした日からその者に係る帰国届出書の提出があつた日までの間は、その者に係る第一項の氏名、住所若しくは個人番号の変更若しくは当該非課税口座に係る第二項の勘定の変更又は第四項に規定する当該非課税口座に関する事務の同項の移管については、前各項の規定は、適用しない。

第二十五条の十三の三第一項中「第二十九項」を「第三十四項」に、「又は非課税口座簡易開設届出書」を「若しくは非課税口座簡易開設届出書又は帰国届出書」に改め、「同条第十三項」の下に「又は第三十項」を加える。

第二十五条の十三の四を次のように改める。

第二十五条の十三の四　削除